

平成 2 9 年度社会福祉法人指導監査結果

1 社会福祉法人 寿老福祉会

(1) 指導監査実施年月日	平成 2 9 年 7 月 2 0 日 (木)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	有
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所が理事会の決議により定められていない。 ・ 評議員会の決議を要する事項について、決議が行われていない。 ・ 理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉の実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない。 ・ 監査報告に必要な記載事項が記載されていない。 ・ 理事会での決議に必要な人数の理事が出席していない。 ・ 理事及び監事の報酬等の額が定款で定められておらず、かつ評議員会の決議により定められていない。 ・ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を得ていない。 ・ 経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない。 ・ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表していない。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有 (平成 2 9 年 9 月 2 2 日 提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中

2 社会福祉法人 宝樹会

(1) 指導監査実施年月日	平成29年9月28日(木)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	無
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認すること。 ・評議員会議事録の必要事項を記載すること。 ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。 ・理事会の議案について、特別の利害関係を有する理事がないことを確認すること。 ・理事の報酬等の額を評議員会の決議により定めること。 ・監事の報酬等の額を評議員会の決議により定めること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項を規定すること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討を行うこと。 ・経理規程の内容を、法令及び通知に沿ったものとする。 ・経理規程に定めるところにより事務処理を行うこと。 ・減価償却が行われなければならない有形固定資産について、減価償却を行うこと。 ・会計帳簿を整備すること。 ・計算書類における各勘定科目の金額を主要簿と一致させること。 ・作成すべき計算書類を適正に作成すること。 ・計算書類を、様式に従い整備すること。 ・把握された注記すべき事項を注記すること。 ・附属明細書について、計算書類の金額と一致させること。 ・財産目録を、様式に従い整備すること。 ・必要な情報を、インターネットで公表すること。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有(平成29年12月19日提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中

3 社会福祉法人 緑榮会

(1) 指導監査実施年月日	平成29年10月12日(木)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	有
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員になることができない者を選任しないこと。 ・ 評議員会での決議を要する事項について、決議を行うこと。 ・ 評議員会の決議に、特別の利害関係を有する評議員がいないことを確認すること。 ・ 評議員会議事録の必要事項を記載すること。 ・ 理事会の決議を要する事項について、決議を行うこと。 ・ 経理規程の内容を、法令及び通知に沿ったものとする。 ・ 経理規程に定めるところにより事務処理を行うこと。 ・ 必要な情報を、インターネットで公表すること。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有(平成30年6月5日提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中

4 社会福祉法人 向島生活館

(1) 指導監査実施年月日	平成29年10月19日(木)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	無
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員選任手続きにおいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないことを確認していない。 ・ 評議員会議事録の必要記載事項が記載されていない。 ・ 理事選任手続きにおいて、理事候補者が欠格事由に該当しないことを確認していない。 ・ 監事選任手続きにおいて、監事候補者が欠格事由に該当しないことを確認していない。 ・ 監査報告に必要な事項が記載されていない。 ・ 経理規程の内容が、法令及び通知に反する。 ・ 経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない。 ・ 把握された注記すべき事項が注記されていない。 ・ 法令に定める事項が、インターネットの利用により公表されていない。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有(平成30年1月12日提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中

5 社会福祉法人 愛清館

(1) 指導監査実施年月日	平成29年11月16日(木)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	有
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者が「特殊の関係にある者」でないことを確認していない。 ・ 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。 ・ 評議員会の決議を要する事項について、決議が行われていない。 ・ 評議員会の決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認していない。 ・ 理事選任手続きにおいて、理事候補者が「特殊の関係にある者」でないことを確認していない。 ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない。 ・ 監事選任手続きにおいて、監事候補者が「特殊の関係にある者」でないことを確認していない。 ・ 監査報告に必要な事項が記載されていない。 ・ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる。 ・ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において、規程すべき事項が規定されていない。 ・ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。 ・ 支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない。 ・ 補正予算の作成が、会計年度内に行われていない。 ・ 経理規程の内容が、法令及び通知に反する。 ・ 経理規程に定めるところにより事務処理が行われていない。 ・ 管理運用体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない。 ・ 作成すべき計算書類が適正に作成されていない。 ・ 把握された注記すべき事項が注記されていない。 ・ 必要な事項がインターネットの利用により公表されていない。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有(平成30年9月3日提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中

6 社会福祉法人 墨田さんさん会

(1) 指導監査実施年月日	平成29年12月14日(木)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	有
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に記載された内容と事実が異なるので、一致させること。 ・評議員会の議題・議案の概要等を理事会の決議により定めること。 ・評議員会の議事録に「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載すること。 ・理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がないことを法人が確認すること。 ・理事会の決議を要する事項について決議すること。 ・理事の報酬等の額が定款で定められていない場合は、評議員会の決議により定めること。 ・定款に監事の報酬等の額が定められていない場合は、監事の報酬等の額を評議員会の決議によって定めること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、評議員会の承認を得ること。 ・社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合、その事業存続に必要な期間の利用権の設定及び登記を行うこと。 ・経理規程の内容を、法令に沿ったものとする。 ・契約を適正な方法により行うこと。 ・寄付者の意向を確認すること。 ・国庫補助金等特別積立金の積立て、取崩しの会計処理を会計基準に則って行うこと。 ・作成すべき計算書類を適正に作成すること。 ・把握された注記すべき事項を注記すること。 ・作成すべき附属明細書を作成すること。 ・附属明細書について計算書類の金額と一致させること。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有(平成30年2月20日提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中

7 社会福祉法人 寿山会

(1) 指導監査実施年月日	平成30年2月19日(月)
(2) 指導監査種別	一般監査
(3) 文書による指摘の有無	無
(4) 文書による指摘の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認すること。 ・理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について確認すること。 ・監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について確認すること。 ・理事会の議案について特別な利害関係を有する理事がいるかを確認すること。 ・理事会の決議を要する事項について決議すること。 ・理事の報酬等の額が定款で定められていない場合は、評議員会の決議により定めること。 ・定款に監事の報酬等の額が定められていない場合は、監事の報酬等の額を評議員会の決議によって定めること。 ・経理規程の内容を、法令・通知に沿ったものとする。 ・会計責任者・出納職員を任命すること。 ・契約を適正な方法により行うこと。 ・寄付受領に際し、適正な承認行為を行うこと。 ・計算書類・附属明細書において、設けるべきサービス区分を区分すること。 ・注記すべき事項を記載すること。 ・必要な情報を、インターネットで公表すること。
(5) 改善状況報告書の提出の有無	有(平成30年8月29日提出)
(6) 指摘に対する是正状況	是正中